

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和29年8月15日に、申立期間②の同社C営業所における資格喪失日に係る記録を30年11月1日に、申立期間③の同社B営業所における資格喪失日に係る記録を31年2月1日に訂正し、29年7月及び30年10月の標準報酬月額を8,000円とし、31年1月の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、昭和29年7月及び30年10月については明らかでないと認められ、31年1月については履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年7月31日から同年8月15日まで
② 昭和30年10月26日から同年11月1日まで
③ 昭和31年1月31日から同年2月1日まで

私は昭和28年6月1日から47年10月31日までA社に継続して勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間とされていないことに納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社からの回答及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人は申立期間、同社に継続して勤務し（昭和29年8月15日にA社B営業所からC営業所に異動し、30年11月1日に同C営業所からB営業所に異動し、31年2月1日に同B営業所から本社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額を申立期間①及び②については、A社B営業所に係る社会保険事務所（当時）の昭和29年6月の記録、及び同社C営業所に係る社会保険事務所の30年9月の記録から8,000円とし、申立期間③に

については、同社B営業所に係る社会保険事務所の同年12月の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②については、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、申立期間①及び②について、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間③について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和31年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 9 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月から 42 年 3 月まで
私の申立期間の国民年金保険料は、母が町の納税組合に納付してくれていた。納付記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になったとき、国民年金に加入し、居住地区の納税組合長に保険料を納めていたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号はその約 4 年後の昭和 42 年 6 月に A 市において払い出されており、その時点では、申立期間のうち 38 年 9 月から 40 年 3 月までの期間は時効により納付することはできず、40 年 4 月から 42 年 3 月までの期間は過年度分のため納税組合で納付することはできない。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない。

さらに、申立人は申立期間、国民年金に係る手続に関与しておらず、具体的な加入状況及び保険料の納付状況が不明である上、過年度納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、国民年金の強制加入者である同居の弟の国民年金手帳記号番号は、昭和 42 年 2 月に払い出されており、20 歳になった 37 年 3 月から、申立人の申立期間の終期と同じ 42 年 3 月までの保険料は未納となっていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年2月から47年3月まで
申立期間についての私の国民年金保険料は、自治会で組長が集金しており、親が組長に納付してくれていたはずである。納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年2月に他県の会社を退職後、A市役所で住民票異動手続をした際に、国民年金の加入手続を行い、保険料は自治会で納めていたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、48年2月22日であることが確認でき、申立期間のうち44年2月から45年12月までの期間は時効で納付できない期間である。また、46年1月から47年3月までの期間は、過年度分のため自治会で納付することはできない上、過年度納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

さらに、申立人は、昭和44年2月ころ国民年金に加入した父親から、国民年金への加入を勧められたと述べているが、その父親の国民年金加入手続は45年1月に行われていること、申立人は、家族で納付していたと述べているが、同居の姉二人は、申立期間の大部分について厚生年金保険に加入しており、国民年金保険料を自治会で納付し始めたのは47年になってからであると推認できることから、申立人の加入時期に関する記憶と周辺事情との間には齟齬がある。

加えて、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 45 年 3 月まで

昭和 37 年 3 月末に A 県 B 村（現在は、C 市）に引っ越すと同時に、地域の婦人会に入会した。婦人会は国民年金の普及や集金等をしていた。申立期間当時、夫は国家公務員共済組合に加入していたが、婦人会役員に就任したため、国民年金に任意加入した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間のうち昭和 39 年 4 月から 2 年間及び 43 年 4 月から 1 年間、婦人会の役員を務めていたこと、並びに同婦人会が国民年金の普及啓発及び保険料の集金を行っていたことは確認できる。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の番号の払出しは昭和 45 年 7 月 14 日となっている上、申立人の国民年金手帳には、申立人が同年 4 月 1 日に任意加入により被保険者資格を取得していることが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立期間に係る国民年金への加入手続、保険料の納付金額及び納付方法について、申立人は全く覚えていない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 11 月 1 日から 2 年 5 月 1 日まで
私は、A社B店に勤務していたときは、会社の寮に住んでいた。店長や同僚の名前も覚えている。厚生年金保険に入っていたので、記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年 11 月 1 日からA社B店に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと主張しているが、同社が保管している申立人の平成元年分の給与所得者の保険料控除申告書には、国民年金保険料をC市役所に納付したとする記載があり、その金額は、平成元年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料額と一致する上、同社が作成した同年分給与所得者源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額とも一致している。

また、A社の平成 2 年 1 月から同年 3 月までの給与台帳によると、申立人の給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できるほか、平成 2 年分給与所得者源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額は、雇用保険料控除額のみであることが確認できる。

さらに、申立人の雇用保険加入記録によると、申立人のA社における離職年月日は、平成 2 年 2 月 23 日と記録されており、同社が作成した平成 2 年分給与所得者源泉徴収票の退職日と一致していることから、申立人は、同日に同社を退職したものと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 5 月 1 日から 15 年 3 月 31 日まで
ねんきん定期便を見ると、申立期間の標準報酬月額が賃金台帳に記載されている額よりも引き下げられている。私はA社で役員をしていたが、引下げについて何の相談も無かった。正しい記録に直してほしい。

第3 委員会の判断の理由

被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、20万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成15年3月31日の3日後の同年4月3日に、申立人を含む4人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、その夫が代表取締役を務めるA社において、専務取締役の立場にあり、複数の従業員の証言から、人事及び経理に関することも含めて、同社の経営に主導的な立場にあったことがうかがえる。

また、複数の従業員からの「会社の売上げが落ち込み、社会保険料の納付が遅れがちになったとき、役員等の報酬月額の引下げを言い出したのは申立人だった。」「社会保険の手続に用いていた印は、申立人も押していた。」及び「社会保険料の滞納を巡っての社会保険事務所（当時）職員への対応は、申立人とその夫（代表取締役）がしていた。」等の証言から、申立人は申立期間当時、厚生年金保険料の納付等について、直接的に関与していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、専務取締役として自らの標準報酬月額の減額処理について同意していたものと考えられ、当該処理が

有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 5 日から 36 年 7 月 21 日まで
② 昭和 39 年 7 月 1 日から 40 年 10 月 21 日まで

私は、脱退手当金など受給した覚えが無いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の厚生年金保険事業所別被保険者台帳には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できる上、申立期間の脱退手当金は申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和41年4月14日に支給決定されており、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、オンライン記録の被保険者記録照会回答票の表示が二段書きになっていることをもって記録の内容が誤りであると主張しているが、これは社会保険庁（当時）において過去に記録の整備等が行われたことによるものであり、当該表示をもって内容に誤りがあると判断することはできない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 241

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 5 月 1 日から 36 年 6 月 1 日まで
② 平成 10 年 7 月 13 日から同年 8 月 1 日まで

高校を卒業して初めて就職したA社の記録が無いので厚生年金の記録を訂正してほしい。また、その後勤めたB社の資格取得日が間違っているのを訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立てに係るA社が、厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 36 年 6 月 4 日からであり、申立期間については適用事業所としての記録は確認できない。

また、A社の総務担当に確認したところ、当時の関連資料については廃棄済みで保管されておらず、申立人の勤務状態を確認することができなかった。

さらに、事業所別被保険者台帳を見ても、申立人が記憶していた数人の同僚についての記録は確認できなかった。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料が無い上、申立人には給料からの保険料控除についての具体的な記憶も無く、健康保険証の交付を受けた記憶も無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、B社が保管している社員名簿及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社の人事担当に確認したところ「採用日によっては初回の給料が社会保険料を控除することによって少額になってしまうことから、社会保険の加入日をずらす取扱いをする場合がある。」との証言がある上、当該事業所が保管している申立人の平成10年及び11年の給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料額は、申立人のオンライン記録にある10年8月から11年7月までの標準報酬月額に見合う保険料額の11か月分相当額とおおむね一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。